

令和元年における入管法違反事件について

1 入管法違反事件

(1) 概況〔別表1〕

令和元年中に、全国の地方出入国在留管理官署が出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）違反により退去強制手続（出国命令手続を含む。以下同じ。）を執った外国人は1万9,386人で、平成30年と比較して3,117人の増加となった。

違反事由別 入管法違反事件の推移

年	平成29年	平成30年	令和元年
違反事由			
総数	13,686	16,269	19,386
不法入国	577	409	349
不法上陸	151	140	134
資格外活動	648	476	255
不法残留 (うち出国命令)	11,502 (4,410)	14,353 (6,245)	17,627 (8,713)
刑罰法令違反	470	460	448
その他	338	431	573

(2) 摘発箇所

全国の地方出入国在留管理官署が実施した摘発の箇所数は1,536か所で、平成30年と比較して301か所の減少であった。

摘発箇所数の推移

年	平成29年	平成30年	令和元年
摘発先別			
総数	2,102	1,837	1,536
稼働先	359	333	228
居宅	1,143	1,068	894
その他(路上等)	600	436	414

(3) 入管法違反者の特徴〔別表1, 2, 3, 4, 5〕

ア 不法入国者

不法入国者は349人で、平成30年と比較して60人の減少となった。そのうち、航空機を利用した不法入国者は282人で、平成30年と比較して50人の減少、船舶を利用した不法入国者は67人で、平成30年と比較して10人の減少となった。

不法入国事件の推移

年	平成29年	平成30年	令和元年
利用交通手段			
総数	577	409	349
航空機利用	482	332	282
船舶利用	95	77	67

イ 不法残留者

不法残留者は1万7,627人で、前年を3,274人上回り、入管法違反者全体の90.9パーセントと高い割合を占めている。

このうち、出国命令制度の対象となった不法残留者は8,713人で、不法残留者全体の49.4パーセントを占めている。

ウ 資格外活動者

資格外活動者は255人で、平成30年と比較して221人の減少となった。

このうち、国籍・地域別では、ベトナムが134人と最も多く、次いでネパール、インドネシア、中国、フィリピンの順となっており、これら5か国で資格外活動者の89.4パーセントを占めている。

国籍・地域別 資格外活動事件の推移

年 国籍・地域別	平成29年	平成30年	令和元年
総 数	648 (388)	476 (290)	255 (185)
ベトナム	280 (203)	234 (166)	134 (108)
ネパール	47 (27)	22 (15)	33 (23)
インドネシア	70 (50)	18 (16)	22 (18)
中 国	41 (17)	47 (23)	21 (9)
フィリピン	124 (46)	39 (18)	18 (7)
そ の 他	86 (45)	116 (52)	27 (20)

(注1) ()内は、男性で内数である。

(注2) 国籍・地域別順位は、令和元年を基準としたものである。

エ 国籍・地域別

退去強制手続を執った外国人の国籍・地域は、98か国・地域に上り、ベトナムが6,549人と最も多く、入管法違反者全体の33.8パーセントを占めている。

国籍・地域別では、ベトナムに次いで中国(「香港・その他」を除く。以下同じ)、タイ、フィリピン、インドネシアの順となっており、これら5か国で全体の82.1パーセントを占めている。

国籍・地域別 入管法違反事件の推移

年 国籍・地域別		平成29年	平成30年	令和元年
総 数		13,686 (9,076)	16,269 (10,740)	19,386 (13,152)
ベトナム		2,931 (2,238)	4,395 (3,260)	6,549 (4,924)
中国	中国	3,901 (2,580)	4,185 (2,817)	4,256 (2,840)
	香港・その他	13 (9)	24 (20)	23 (15)
タイ		2,096 (1,045)	2,101 (977)	2,295 (1,110)
フィリピン		1,310 (582)	1,692 (819)	1,566 (720)
インドネシア		727 (624)	850 (673)	1,246 (977)
ネパール		198 (145)	374 (257)	598 (435)
韓国		440 (216)	353 (160)	324 (159)
スリランカ		145 (127)	150 (131)	296 (251)
ブラジル		232 (198)	275 (218)	285 (200)
トルコ		127 (102)	209 (156)	271 (220)
その他		1,566 (1,210)	1,661 (1,252)	1,677 (1,301)

(注1) ()内は、男性で内数である。

(注2) 国籍・地域別順位は、令和元年を基準としたものである。

オ 在留資格別

退去強制手続を執った外国人の在留資格別では、最終在留資格が「短期滞在」であった者が6,367人と最も多く、次いで「技能実習」、「特定活動」、「留学」、「定住者」の順となっており、これら五つの在留資格で入管法違反者全体の89.1パーセントを占めている。

在留資格別 入管法違反事件の推移

年 在留資格別	平成29年	平成30年	令和元年
総 数	13,686 (9,076)	16,269 (10,740)	19,386 (13,152)
短期滞在	4,766 (2,859)	5,304 (3,160)	6,367 (3,845)
技能実習	3,146 (2,145)	3,461 (2,352)	4,651 (3,328)
特定活動	1,270 (885)	2,566 (1,782)	3,238 (2,369)

留 学	1, 7 2 4 (1, 4 0 7)	2, 2 9 4 (1, 8 3 2)	2, 5 9 4 (2, 0 9 0)
定 住 者	4 3 8 (3 0 5)	4 4 0 (2 9 1)	4 2 5 (2 5 9)
そ の 他	2, 3 4 2 (1, 4 7 5)	2, 2 0 4 (1, 3 2 3)	2, 1 1 1 (1, 2 6 1)

(注1) () 内は、男性で内数である。

(注2) 在留資格は、入管法違反者の最終の在留資格である。

(注3) 「技能実習」は、「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」、「技能実習2号ロ」、「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」を合算したものである。

(注4) 在留資格別順位は、令和元年を基準としたものである。

2 不法就労事件

(1) 概況

退去強制手続を執った外国人のうち、不法就労事実が認められた者は1万2, 816人で、入管法違反者全体の66.1パーセントと高い割合を占めている。

国籍・地域別 不法就労事件の推移

年 国籍・地域別	平成29年	平成30年	令和元年	
総 数	9, 1 3 4 (6, 1 2 0)	1 0, 0 8 6 (6, 7 5 4)	1 2, 8 1 6 (8, 9 0 3)	
ベトナム	2, 1 5 2 (1, 6 5 7)	3, 0 3 5 (2, 2 5 9)	4, 9 4 1 (3, 7 6 6)	
中国	中 国	2, 9 1 5 (1, 9 8 2)	3, 1 1 2 (2, 1 7 0)	3, 1 5 5 (2, 1 8 8)
	香港・その他	1 (1)	3 (2)	0 (0)
タイ	1, 8 5 5 (9 6 6)	1, 8 6 8 (9 0 3)	2, 0 4 7 (1, 0 3 5)	
インドネシア	5 8 8 (5 1 4)	5 9 4 (4 9 8)	1, 0 1 4 (8 2 7)	
フィリピン	7 1 1 (3 6 6)	6 6 0 (3 6 9)	7 6 4 (3 9 8)	
韓 国	2 3 9 (1 1 8)	1 6 9 (6 9)	1 6 3 (7 6)	
ネパール	7 7 (5 2)	7 1 (5 2)	1 1 1 (9 2)	
モンゴル	1 4 6 (9 5)	1 1 7 (7 0)	9 1 (6 1)	
スリランカ	5 3 (4 8)	4 2 (4 1)	8 7 (8 1)	
ウズベキスタン	7 (7)	3 5 (3 4)	6 5 (6 4)	
そ の 他	3 9 0 (3 1 4)	3 8 0 (2 8 7)	3 7 8 (3 1 5)	

(注1) () 内は、男性で内数である。

(注2) 国籍・地域別順位は、令和元年を基準としたものである。

(2) 不法就労者の特徴

ア 国籍・地域

不法就労者の国籍・地域は、近隣アジア諸国を中心に55か国・地域に上り、ベトナムが4,941人と最も多く、不法就労者全体の38.6パーセントを占めている。

国籍・地域別では、ベトナムに次いで中国、タイ、インドネシア、フィリピンの順となっており、これら5か国で全体の93.0パーセントを占めている。

イ 性別・年齢〔別表6, 7〕

不法就労者の男女別は、男性が8,903人で不法就労者全体の69.5パーセント、女性が3,913人で同30.5パーセントを占めている。

年齢別では、20歳代が5,547人と最も多く、不法就労者全体の43.3パーセントを占め、次いで30歳代が4,483人で同35.0パーセント、40歳代が1,931人で同15.1パーセントを占めている。

ウ 就労期間〔別表8, 9〕

就労期間別では、6月以下の者が4,743人で、不法就労者全体の37.0パーセント、就労期間1年以下（6月以下を含む。）の者が8,038人で、同62.7パーセントを占めている。

エ 稼働場所（都道府県）〔別表10〕

稼働場所（都道府県）別では、茨城県の2,126人を最多に、関東地区1都6県（東京都、茨城県、千葉県、神奈川県、埼玉県、群馬県及び栃木県）で8,601人となり、同地区が不法就労者全体の67.1パーセントを占めている。

また、中部地区9県（愛知県、静岡県、岐阜県、長野県、富山県、山梨県、福井県、新潟県及び石川県）で2,316人となり、不法就労者全体の18.1パーセントを占めている。

関東地区及び中部地区で不法就労者全体の85.2パーセントを占め、また、全国46の都道府県で不法就労者の稼働が確認されている。

オ 就労内容〔別表11〕

就労内容別では、男性は「建設作業員」が2,550人と最も多く、次いで「工員」が1,686人、「農業従事者」が1,646人の順となっている。

女性は「農業従事者」が1,258人と最も多く、次いで「工員」が768人、「その他のサービス業従事者」が379人の順となっている。

カ 就労内容別の稼働場所（都道府県）〔別表12〕

不法就労者の稼働場所上位の都道府県における就労内容は、茨城県及び千葉県では、農業従事者が最も多く、特に茨城県は2,126人中の1,493人（70.2%）が農業従事者であった。

また、東京都、大阪府及び神奈川県は、建設作業員が最も多く、愛知県、埼玉県

及び群馬県は、工員が最も多いなど、稼働場所ごとの一定の特性が見られた。

キ 国籍・地域別の稼働場所（都道府県）〔別表13〕

不法就労者の国籍・地域別の稼働場所の特徴としては、ベトナムは埼玉県、愛知県及び群馬県、中国は東京都、茨城県及び千葉県、タイは茨城県及び千葉県での稼働がそれぞれ多かった。

ク 報酬（日額）〔別表14, 15〕

報酬日額（月給、時給等については日額に換算したもの。）別では、「5千円を超え7千円以下」が5,521人と最も多く、次いで「7千円を超え1万円以下」が3,289人、「3千円を超え5千円以下」が2,412人となっている。

3 被送還者

（1）概況

令和元年中に、全国の地方出入国在留管理官署が退去強制した外国人は9,597人で、平成30年と比較して228人の増加となった。

（2）国籍・地域別

退去強制した外国人の国籍・地域は86か国・地域となり、ベトナムが3,185人と最も多く、被送還者全体の33.2パーセントを占めている。

国籍・地域別では、ベトナムに次いで中国、タイ、フィリピン、インドネシアの順となっており、これら5か国で全体の78.8パーセントを占めている。

国籍・地域別 被送還者の推移

年 国籍・地域別	平成29年	平成30年	令和元年
総数	8,145 (5,821)	9,369 (6,783)	9,597 (7,189)
ベトナム	2,038 (1,632)	2,698 (2,102)	3,185 (2,550)
中国	1,954 (1,423)	2,152 (1,606)	1,998 (1,509)
タイ	1,224 (648)	1,167 (623)	1,003 (529)
フィリピン	705 (340)	893 (493)	737 (419)
インドネシア	549 (481)	532 (445)	639 (518)
ネパール	196 (145)	198 (159)	275 (220)
スリランカ	127 (115)	148 (136)	212 (190)
トルコ	70 (58)	116 (101)	195 (162)
韓国	248 (129)	209 (98)	162 (91)

ブラジル	94 (87)	124 (112)	133 (121)
その他	940 (763)	1,132 (908)	1,058 (880)

(注1) ()内は、男性で内数である。

(注2) 国籍・地域別順位は、令和元年を基準としたものである。

4 被退令仮放免者

(1) 概況

仮放免は、健康上の理由で治療が必要な場合、あるいは難民認定申請や行政訴訟の提起等の事情により速やかな送還の見込みが立たないような場合など人道上の配慮が必要と判断される者に対して、就労の禁止や行動範囲の制限などの条件を付して認めるものである。

令和元年末現在、退去強制令書の発付を受けた後に仮放免されている者（以下「被退令仮放免者」という。）は2,217人で、前年同期と比較して284人の減少となった。

(2) 国籍・地域別

令和元年末現在の被退令仮放免者の国籍・地域は61か国・地域となり、国籍・地域別では、トルコが395人と最も多く、次いでイランが226人、スリランカが215人、フィリピンが210人、ミャンマーが134人の順となっており、これら上位5か国で全体の53.2パーセントを占めている。

国籍・地域別 被退令仮放免者の推移

年 国籍・地域別	平成29年	平成30年	令和元年
総数	3,106 (2,276)	2,501 (1,854)	2,217 (1,661)
トルコ	371 (311)	365 (299)	395 (297)
イラン	254 (245)	230 (222)	226 (219)
スリランカ	294 (274)	239 (220)	215 (197)
フィリピン	480 (210)	331 (134)	210 (76)
ミャンマー	182 (135)	141 (101)	134 (95)
パキスタン	139 (138)	130 (127)	118 (117)
ナイジェリア	128 (118)	119 (109)	113 (104)
中国	223 (93)	151 (62)	95 (40)

ペ ル ー	1 1 5 (7 8)	9 1 (6 5)	8 4 (6 0)
ブ ラ ジ ル	8 9 (8 4)	6 6 (6 1)	7 3 (6 6)
バングラデシュ	8 3 (7 3)	7 8 (6 9)	7 3 (6 3)
そ の 他	7 4 8 (5 1 7)	5 6 0 (3 8 5)	4 8 1 (3 2 7)

(注1) () 内は、男性で内数である。

(注2) 国籍・地域別順位は、令和元年末現在を基準としたものである。

(3) 刑罰法令違反

令和元年中に、警察等から逮捕された旨の通報があった被退令仮放免者は47人で、国籍・地域別ではイランが8人と最も多く、次いでトルコが7人、ブラジル、スリランカ及びペルーが各5人の順であった。

また、逮捕の罪種別では、凶悪犯（強盗）が1件のほか、交通関係法令違反が15件と最も多く、次いで薬物事犯が14件、粗暴犯（暴行及び傷害）が12件、窃盗犯が9件の順であった。

(注) 入管法違反を除いたものである。

(注) 罪種別は、同一人の異なる罪名をそれぞれ計上している。

別 表 目 次

- 1 入管法違反事件の推移
- 2 不法入国者数の推移
- 3 航空機を利用した不法入国者数の国籍・地域別推移
- 4 船舶を利用した不法入国者数の国籍・地域別推移
- 5 在留資格別・入管法違反事件の推移
- 6 不法就労者数の推移
- 7 不法就労者の年齢別構成
- 8 不法就労者の就労期間別構成
- 9 不法就労者の就労期間別推移
- 10 不法就労者の稼働場所別構成
- 11 不法就労者の就労内容別構成
- 12 不法就労者の就労内容別の稼働場所構成
- 13 不法就労者の国籍・地域別の稼働場所構成
- 14 不法就労者の報酬（日額）別構成
- 15 不法就労者の報酬（日額）別推移

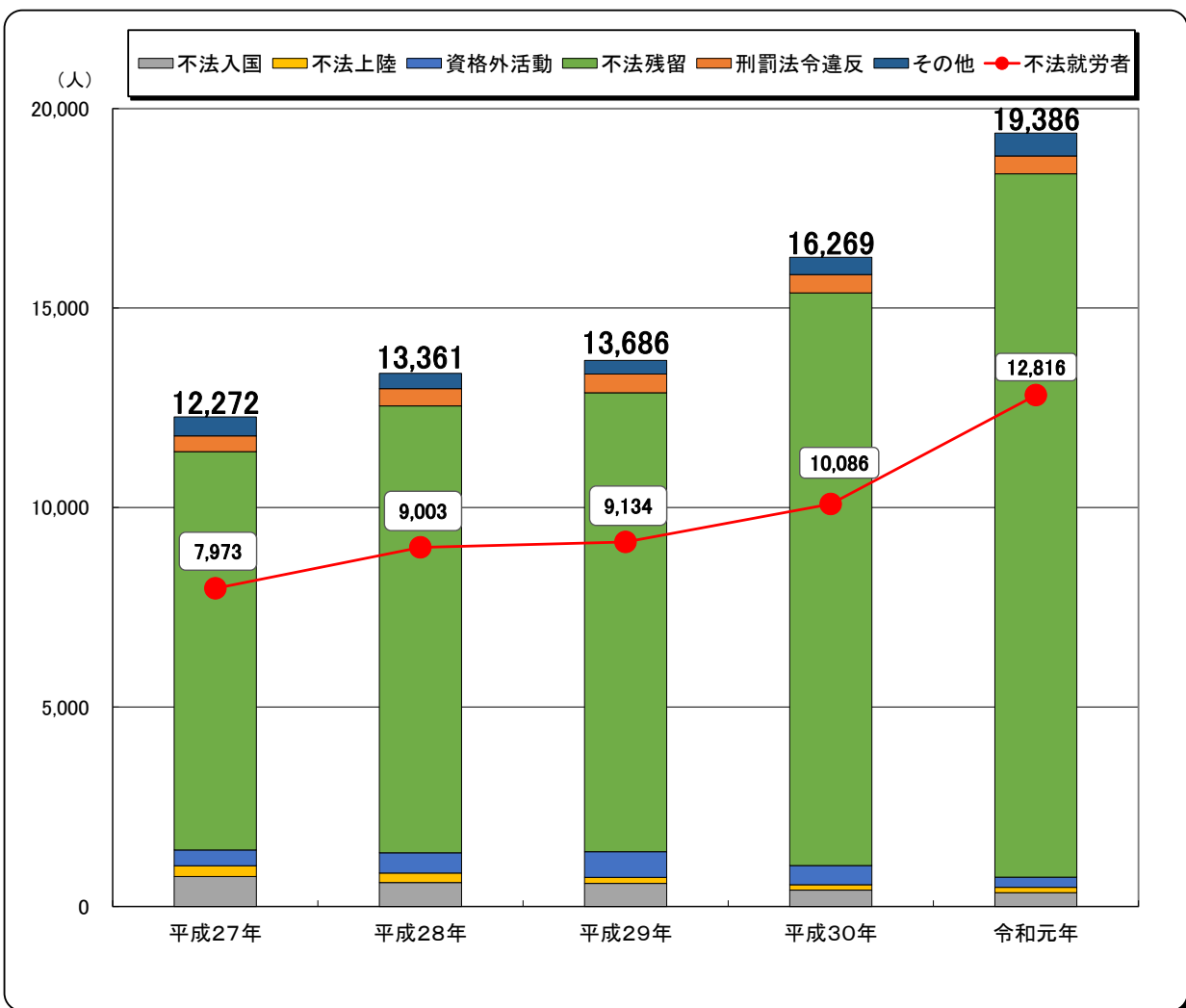
注) 別表における構成比(%)は表示桁数未満を四捨五入しているため、合計が必ずしも100.0%とはならない場合があります。

別表1 入管法違反事件の推移

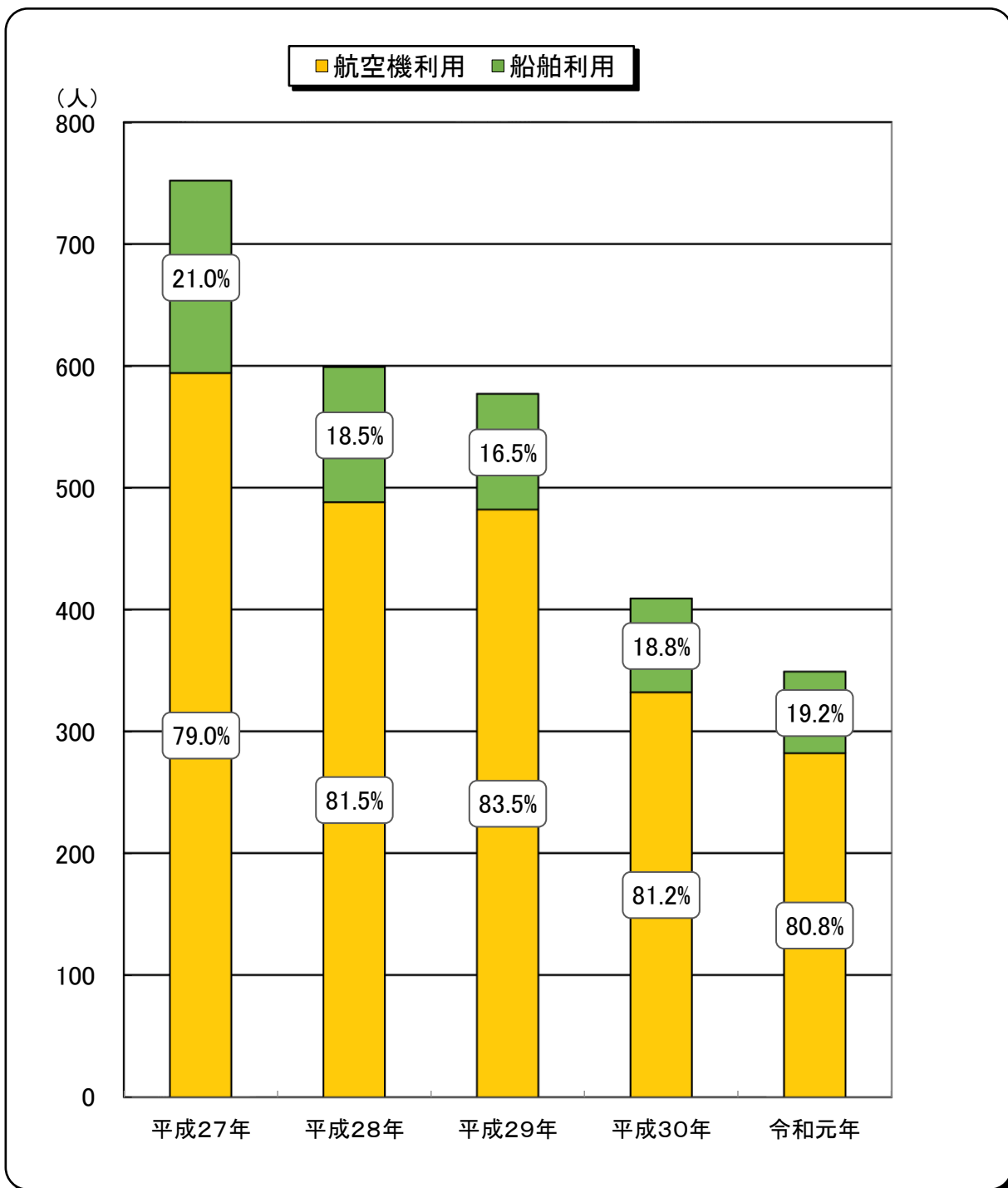
単位(人)

年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
違反事由					
総数	12,272	13,361	13,686	16,269	19,386
不法入国	752	599	577	409	349
不法上陸	268	238	151	140	134
資格外活動	399	511	648	476	255
不法残留 (うち出国命令)	9,982 (3,571)	11,198 (4,094)	11,502 (4,410)	14,353 (6,245)	17,627 (8,713)
刑罰法令違反	397	432	470	460	448
その他	474	383	338	431	573

不法就労者	7,973	9,003	9,134	10,086	12,816
-------	-------	-------	-------	--------	--------

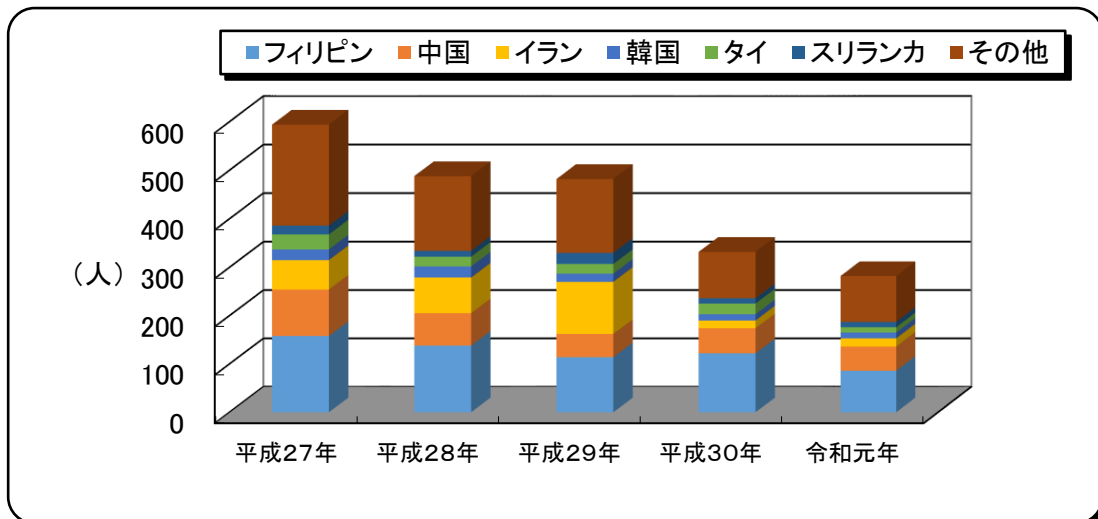


別表2 不法入国者数の推移



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	単位(人)
総数	752	599	577	409	349	
航空機利用	594	488	482	332	282	
船舶利用	158	111	95	77	67	

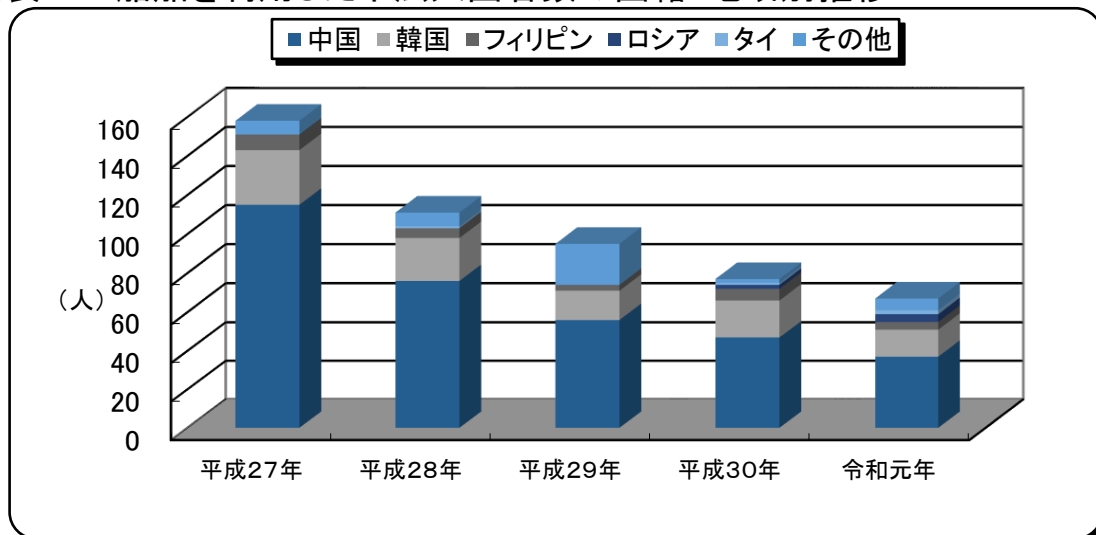
別表3 航空機を利用した不法入国者数の国籍・地域別推移



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	単位(人)
総数	594	488	482	332	282	
フィリピン	158	138	114	122	86	
中国	96	67	48	52	50	
イラン	61	74	108	16	17	
韓国	22	23	17	13	12	
タイ	31	20	20	22	11	
スリランカ	18	12	23	11	11	
その他	208	154	152	96	95	

注) 中国に香港・その他は含まない。

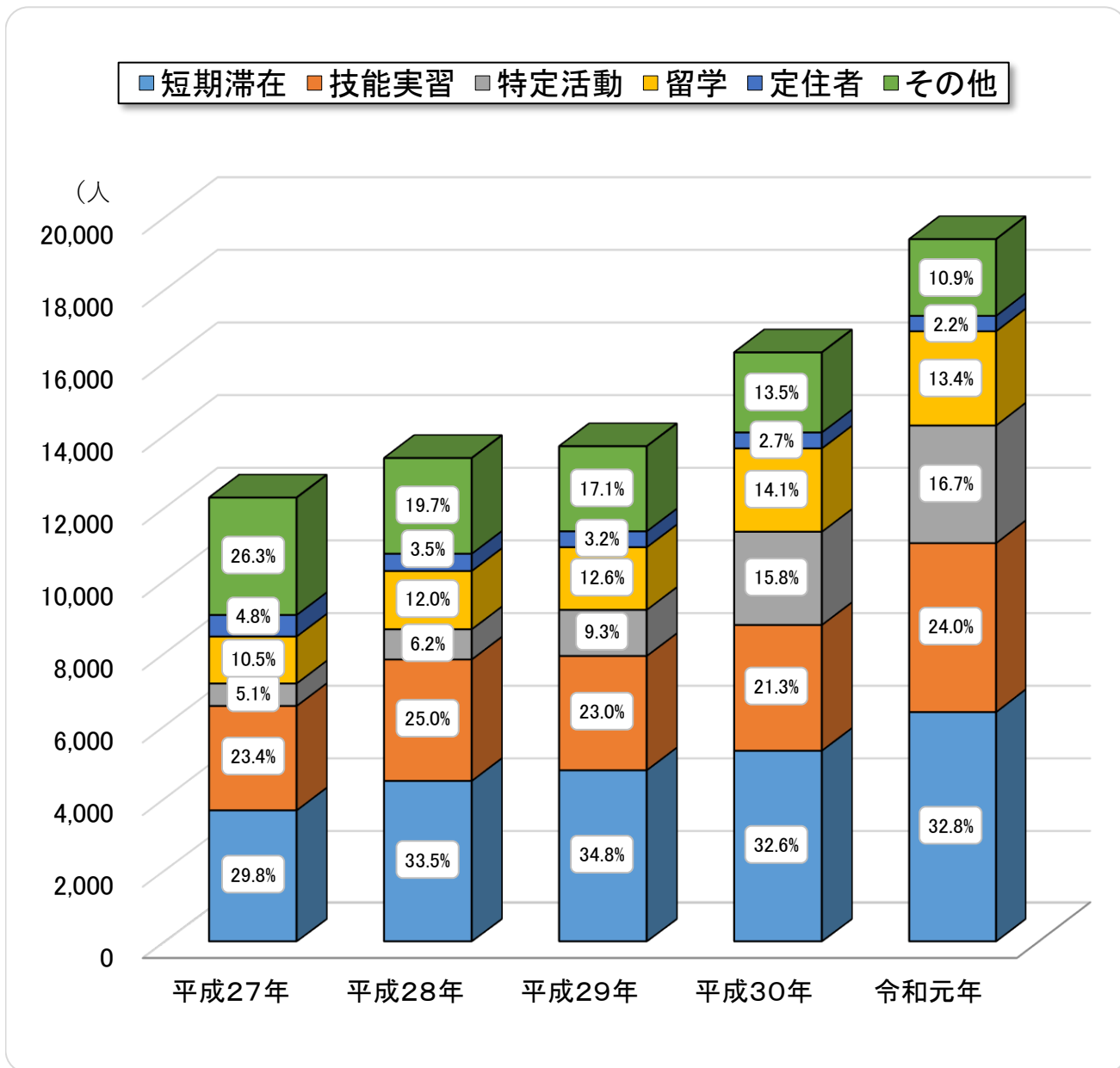
別表4 船舶を利用した不法入国者数の国籍・地域別推移



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	単位(人)
総数	158	111	95	77	67	
中国	115	76	56	47	37	
韓国	28	22	15	19	14	
フィリピン	8	5	3	6	4	
ロシア	0	0	0	2	4	
タイ	0	1	0	1	2	
その他	7	7	21	2	6	

注) 中国に香港・その他は含まない。

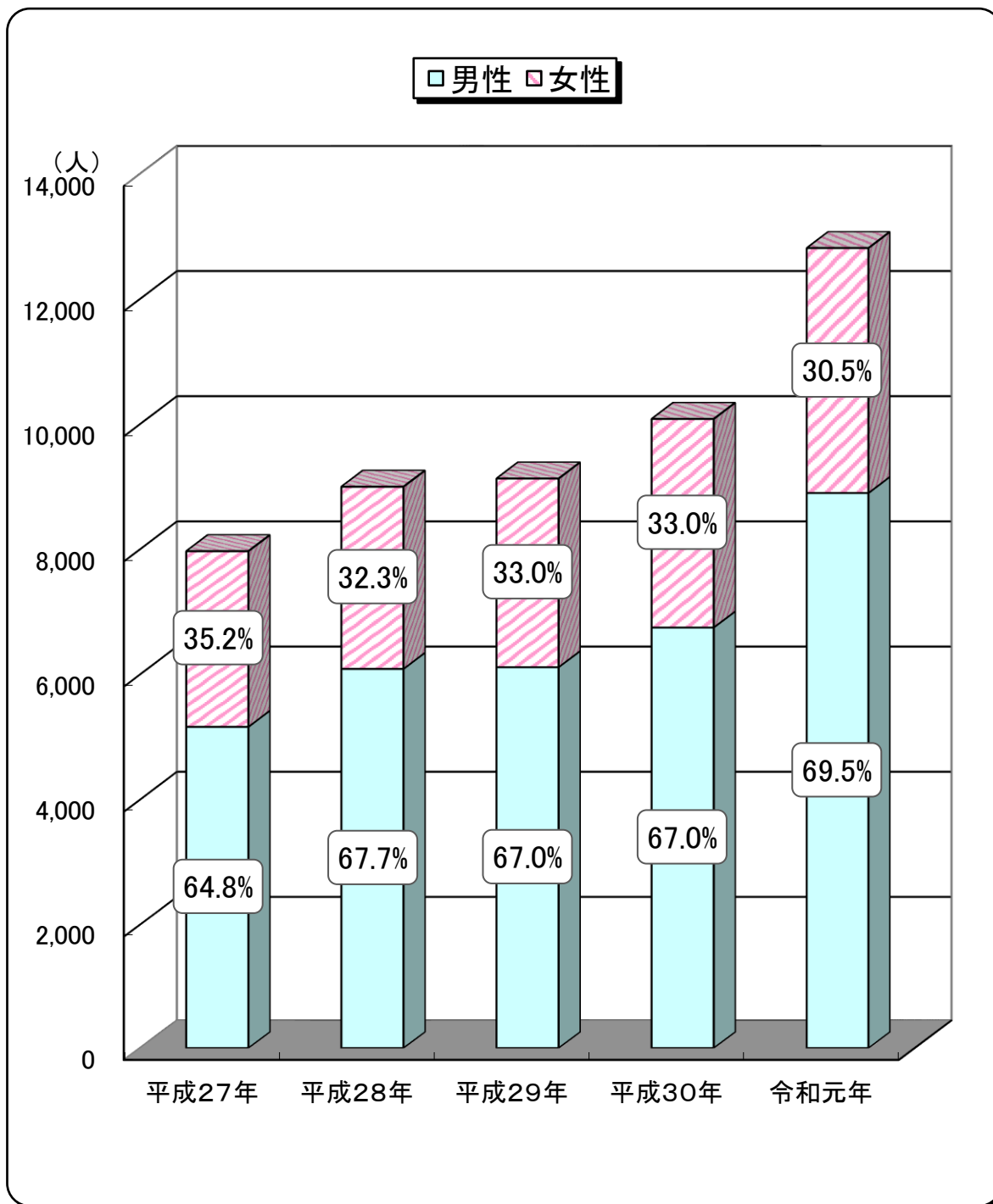
別表5 在留資格別・入管法違反事件の推移



単位(人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総数	12,272	13,361	13,686	16,269	19,386
短期滞在	3,662	4,472	4,766	5,304	6,367
技能実習	2,874	3,343	3,146	3,461	4,651
特定活動	620	831	1,270	2,566	3,238
留学	1,292	1,606	1,724	2,294	2,594
定住者	592	474	438	440	425
その他	3,232	2,635	2,342	2,204	2,111

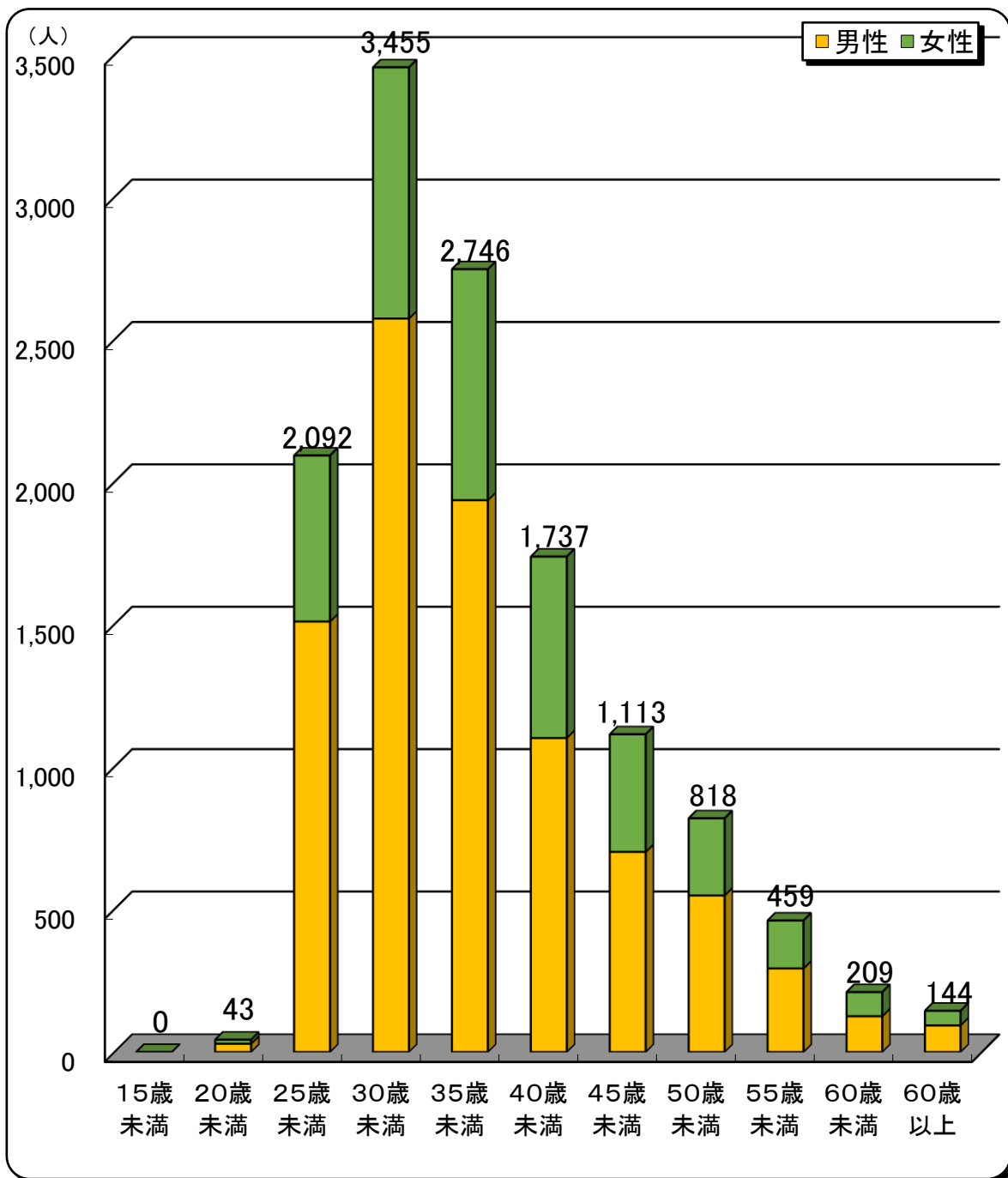
別表6 不法就労者数の推移



単位(人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総数	7,973	9,003	9,134	10,086	12,816
男性	5,167	6,093	6,120	6,754	8,903
女性	2,806	2,910	3,014	3,332	3,913

別表7 不法就労者の年齢別構成



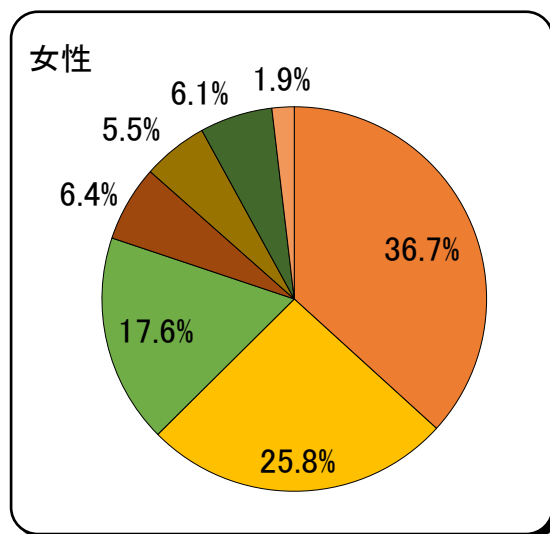
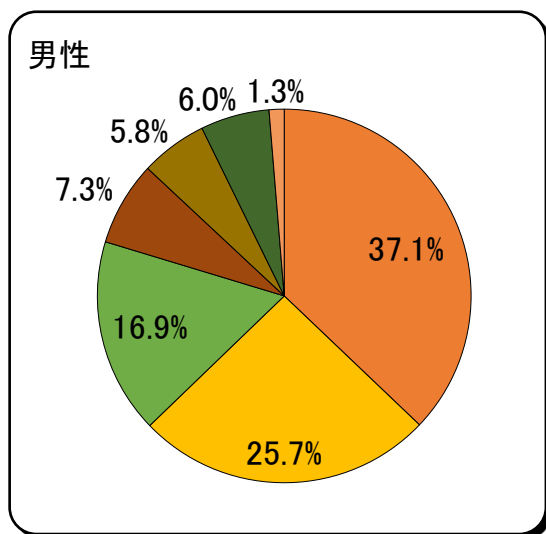
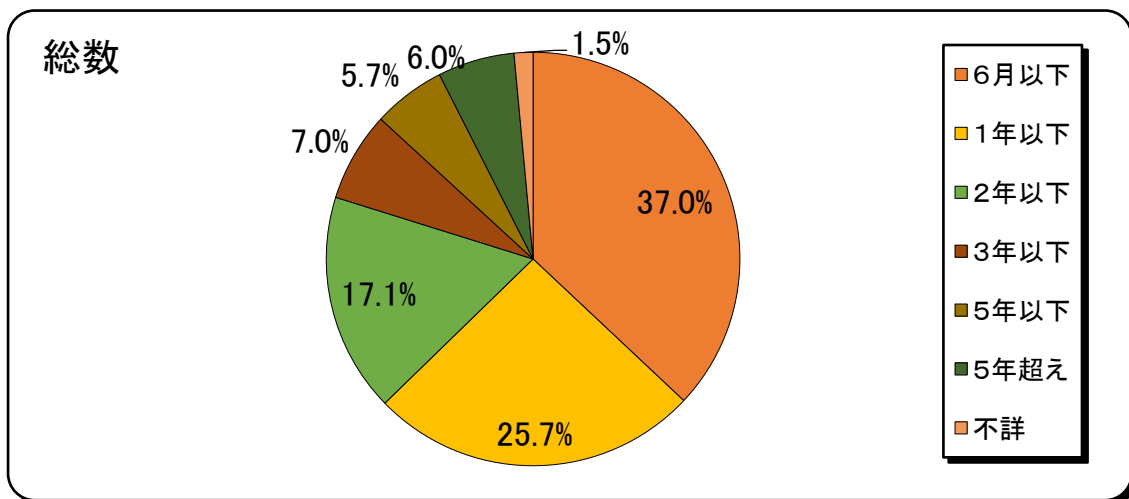
単位(人)

	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上
	15歳未満	20歳未満	25歳未満	30歳未満	35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満	60歳以上
総数	0	43	2,092	3,455	2,746	1,737	1,113	818	459	209	144
男性	0	29	1,509	2,573	1,935	1,100	700	547	292	125	93
女性	0	14	583	882	811	637	413	271	167	84	51

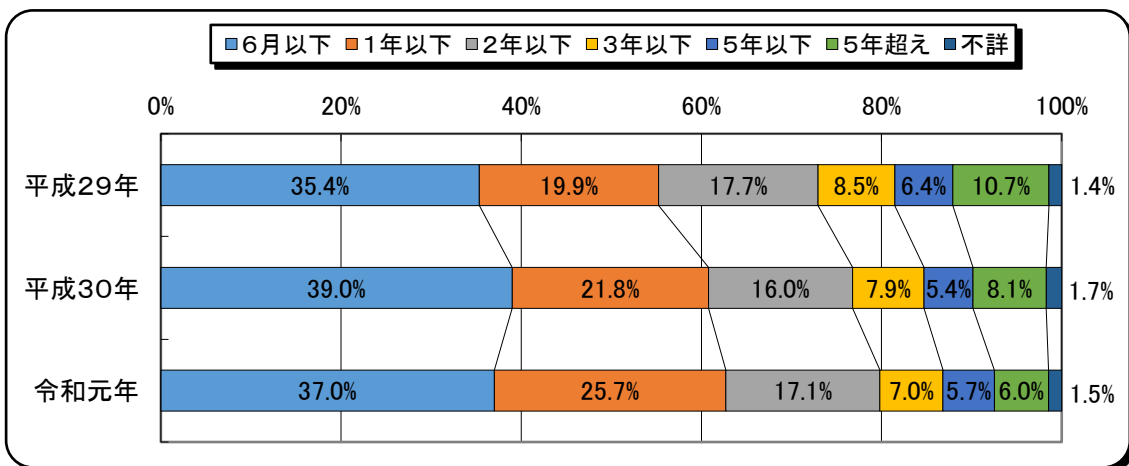
別表8 不法就労者の就労期間別構成

単位(人)

	6月以下	1年以下	2年以下	3年以下	5年以下	5年超え	不詳	合計
総数	4,743	3,295	2,192	898	730	769	189	12,816
男性	3,305	2,285	1,504	648	515	530	116	8,903
女性	1,438	1,010	688	250	215	239	73	3,913



別表9 不法就労者の就労期間別推移



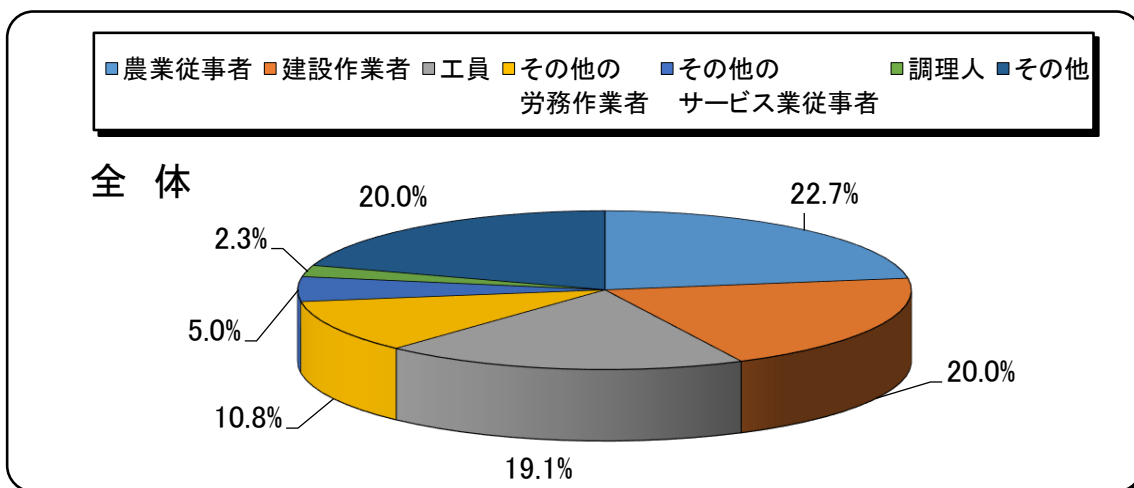
別表10 不法就労者の稼働場所別構成

		合計	男性	女性	単位(人)
総数		12,816	8,903	3,913	
1	茨城	2,126	1,314	812	
2	千葉	1,878	1,212	666	
3	愛知	1,606	1,112	494	
4	東京	1,551	1,135	416	
5	埼玉	1,290	942	348	
6	群馬	826	564	262	
7	神奈川	625	481	144	
8	大阪	464	376	88	
9	栃木	305	198	107	
10	兵庫	297	246	51	
11	三重	200	133	67	
12	長野	196	101	95	
13	静岡	189	125	64	
14	福岡	149	111	38	
15	岐阜	134	102	32	
16	山梨	94	73	21	
17	京都	77	52	25	
18	北海道	48	45	3	
19	宮城	47	39	8	
20	新潟	46	30	16	
20	広島	46	31	15	
22	熊本	43	38	5	
23	岡山	35	32	3	
24	福島	29	18	11	
25	滋賀	28	20	8	
26	富山	22	22	0	
27	和歌山	21	20	1	
27	沖縄	21	17	4	
29	福井	16	5	11	
30	石川	13	11	2	
31	奈良	11	9	2	
31	大分	11	8	3	
33	山形	10	8	2	
33	佐賀	10	10	0	
35	青森	8	8	0	
35	山口	8	5	3	
35	鹿児島	8	4	4	
38	岩手	7	6	1	
39	徳島	5	2	3	
39	香川	5	5	0	
41	長崎	4	3	1	
42	秋田	3	3	0	
42	宮崎	3	1	2	
44	島根	2	2	0	
44	愛媛	2	2	0	
44	高知	2	1	1	
47	鳥取	0	0	0	
	不定	295	221	74	

別表11 不法就労者の就労内容別構成

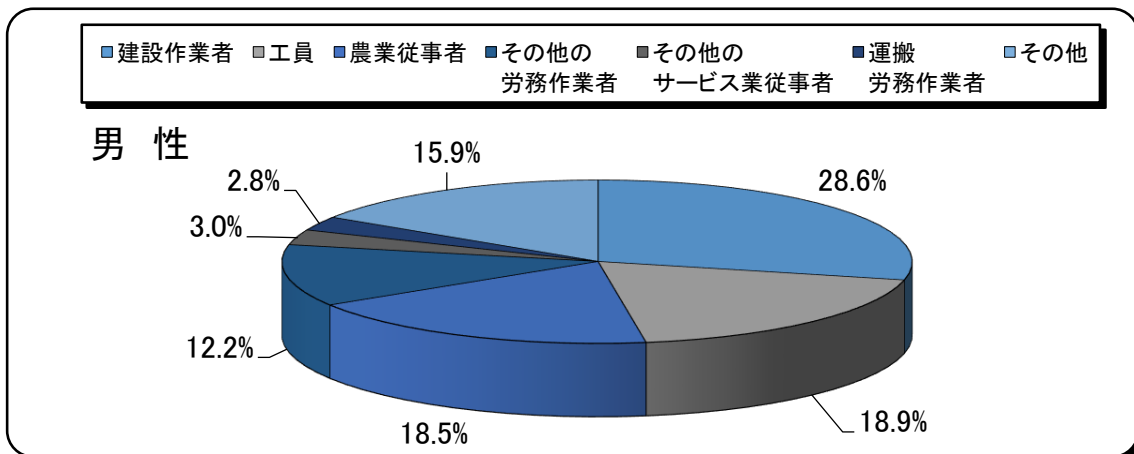
単位(人)

職種	農業従事者	建設作業員	工員	その他の 労務作業員	その他の サービス従事者	調理人	その他	総数
全体	2,904	2,569	2,454	1,380	647	299	2,563	12,816



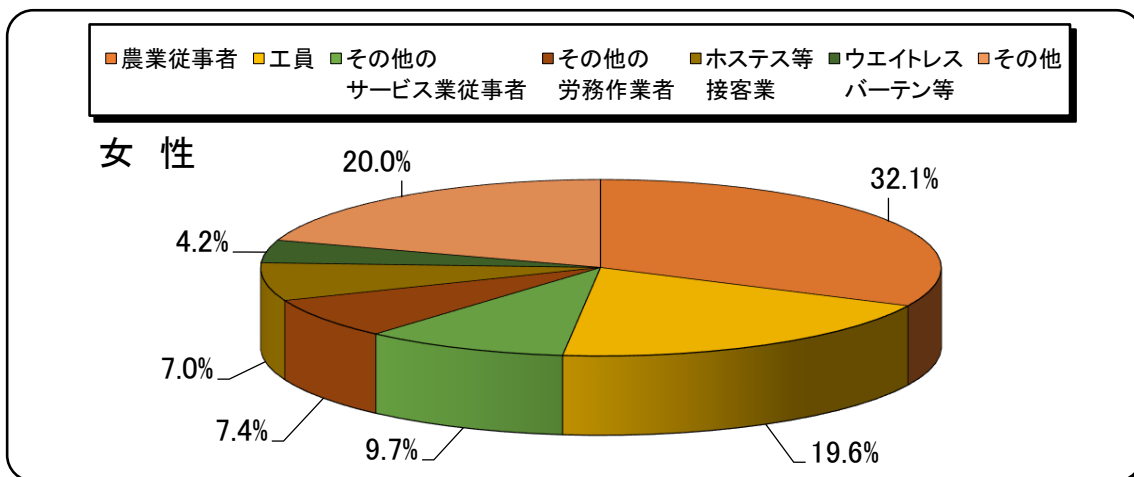
単位(人)

職種	建設作業員	工員	農業従事者	その他の 労務作業員	その他の サービス従事者	運搬 労務作業員	その他	総数
男性	2,550	1,686	1,646	1,089	268	250	1,414	8,903



単位(人)

職種	農業従事者	工員	その他の サービス従事者	その他の 労務作業員	ホステス等 接客業	ウエイтрレス バーテン等	その他	総数
女性	1,258	768	379	291	272	163	782	3,913



別表12 不法就労者の就労内容別の稼働場所構成

単位(人)

職種 稼働場所	総数	農業従事者	建設業者	工員	その他の 労務業者	その他の サービス業 従事者	調理人	その他
総数	12,816	2,904	2,569	2,454	1,380	647	299	2,563
茨城	2,126	1,493	171	149	121	49	11	132
千葉	1,878	691	347	220	219	87	32	282
愛知	1,606	91	359	453	146	91	35	431
東京	1,551	16	440	113	209	153	111	509
埼玉	1,290	124	264	455	173	41	27	206
群馬	826	109	115	333	97	26	4	142
神奈川	625	13	204	81	110	41	13	163
大阪	464	19	120	80	72	45	12	116
栃木	305	74	54	78	29	10	7	53
兵庫	297	23	93	84	26	8	7	56
その他	1,848	251	402	408	178	96	40	473

注) 稼働場所は上位10都府県

別表13 不法就労者の国籍・地域別の稼働場所構成

単位(人)

国籍・地域 稼働場所	総数	ベトナム	中国	タイ	インドネシア	フィリピン	韓国	ネパール	モンゴル	スリランカ	ウズベキスタン	その他
総数	12,816	4,941	3,155	2,047	1,014	764	163	111	91	87	65	378
茨城	2,126	340	534	814	324	58	8	4	7	7	0	30
千葉	1,878	398	449	703	24	178	28	8	43	20	4	23
愛知	1,606	711	293	10	355	108	12	30	5	16	1	65
東京	1,551	488	708	63	30	101	26	12	14	3	36	70
埼玉	1,290	814	265	67	15	56	11	7	2	7	8	38
群馬	826	654	28	28	23	49	3	7	3	7	1	23
神奈川	625	174	272	42	6	57	19	4	8	5	4	34
大阪	464	242	137	17	17	13	21	2	1	2	0	12
栃木	305	163	26	68	8	17	6	5	0	3	2	7
兵庫	297	241	26	0	16	1	5	1	0	0	1	6
その他	1,848	716	417	235	196	126	24	31	8	17	8	70

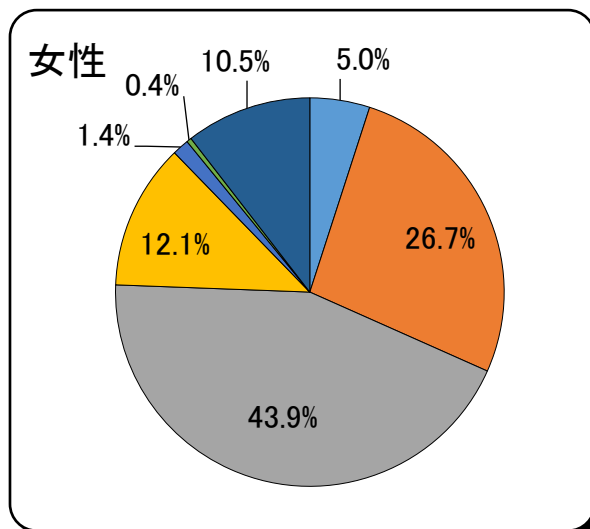
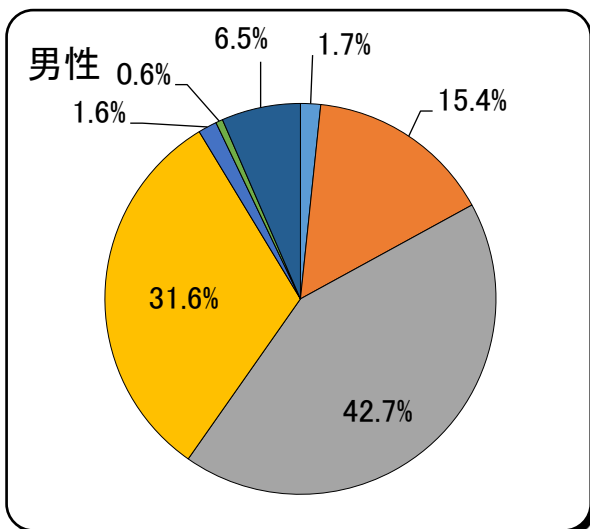
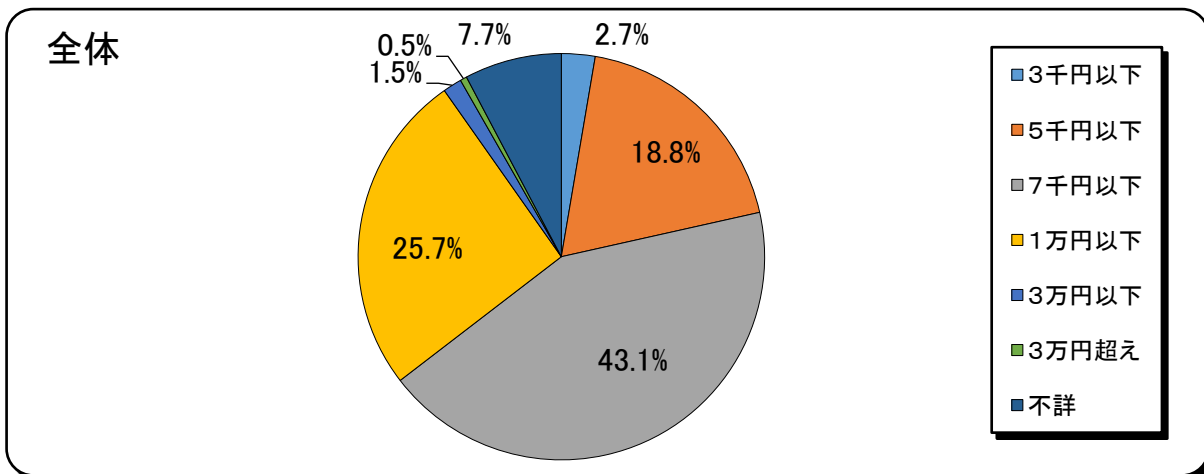
注) 稼働場所は上位10都府県

注) 国籍・地域の中国には、香港・その他は含まない。

別表14 不法就労者の報酬(日額)別構成

単位(人)

	3千円以下	5千円以下	7千円以下	1万円以下	3万円以下	3万円超え	不詳	総数
全体	343	2,412	5,521	3,289	192	68	991	12,816
男性	148	1,368	3,802	2,814	138	52	581	8,903
女性	195	1,044	1,719	475	54	16	410	3,913



別表15 不法就労者の報酬(日額)別推移

